

## 第55回 飯塚市地域公共交通協議会協議会 議事録

## 第41回 飯塚市地域公共交通会議 議事録

日時：令和3年12月20日（月） 14：00～  
場所：穂波交流センター 大ホール

### 議事次第

1. 開 会
2. 会長あいさつ
3. 議 事
  - (1) 議案第1号 令和4年度からの飯塚市コミュニティ交通体系について
  - (2) 議案第2号 地域公共交通確保維持改善事業の評価について（予約乗合タクシー事業国庫補助関係）
4. 報告事項
  - (1) 令和4年度 飯塚市コミュニティ交通運行事業者等の選定について
  - (2) 第2次飯塚市地域公共交通網形成計画における目標達成のための取組について
5. その他
6. 閉会

### 1. 開 会

事 務 局：本日の出欠の状況をご報告致します。本日は堀江委員、中嶋委員、竹尾委員、鍋嶋委員、梅野委員、宮井委員、久保田委員、以上7名より欠席のご連絡がありました。過半数の出席となりますので、会議が成立したことをご報告いたします。なお、九州旅客鉄道株式会社の中嶋委員につきましては同社から松尾様に、飯塚警察署の鍋嶋委員につきましては同所から中嶋様にそれぞれ代理でご出席いただいております。

それでは定刻となりましたので、只今から第55回飯塚市地域公共交通協議会ならびに第41回飯塚市地域公共交通会議を開会いたします。

### 2. 会長あいさつ

事 務 局：まず当協議会の会長でございます久家市民協働部長から皆様にご挨拶申し上げます。

会 長：皆さんこんにちは。本日は年末のお忙しい中、飯塚市地域公共交通協議会にご出席いただきまして本当にありがとうございます。本日の協議会では、前回に引き続き令和4年度からの飯塚市のコミュニティ交通体系について主にご協議いただきたいと考えております。今回は前回までにご協議いただいた内容と、11月に各地区の交流センターで実施いたしました住民説明会の結果報告を踏まえまして、令和4年度以降のコミュニティ交通体系について、運行ダイヤ等も含めた具体的な運行計画をご議論いただき、各項目について計画の決定を行いたいと考えております。皆様におかれましては、忌憚のないご意見をいただ

きますようお願い申し上げます、簡単ではございますが会長挨拶とさせていただきます。  
どうぞよろしくお願い致します。

### 3. 議 事

事 務 局 : それではこれより議事に入ります。進行は久家会長にお願い致します。

#### (1) 議案第1号 令和4年度からの飯塚市コミュニティ交通体系について

会 長 : それでは「議案第1号 令和4年度からの飯塚市コミュニティ交通体系について」を議題といたします。まず「①住民説明会の結果」について、事務局説明をお願い致します。

事 務 局 : 令和4年度からのコミュニティ交通運行計画について、前回の会議で承認いただきました「素案」の内容に関する説明会を、11月8日から19日にかけて、市内12地区において開催いたしました。その結果を資料1にまとめておりますので、ご覧ください。

1ページ目は会場別の出席者数です。合計で140人の方にご出席いただきました。

2ページ目、上段、会場では参加者に配付したアンケート用紙の回答結果をまとめたもの  
でございます。新たに導入する「エリアワゴン」については、運行形態と併せて運賃や割引  
制度に関する設問も設けて、ご意見を伺いました。素案の内容については、概ねご理解  
を頂いたものと受け止めております。

2ページ目の下段は、会場で参加者からの発言によりお寄せいただいたご意見・ご要望等  
のうち主なものを記載しております。

また、住民説明会終了後も、説明会に参加できなかった方にも素案の内容に目を通して  
いただき、ご意見を述べていただけるよう、各交流センターに引き続き説明会資料とアンケ  
ート用紙・回収箱を設置し、その旨をコミュニティバスや予約乗合タクシーの車内に掲示  
して、コミュニティ交通の利用者に対してお知らせしておりました。その結果、筑穂地区  
のみ、追加でアンケートへの回答を頂いておりますので、その結果をまとめたものが3ペ  
ージ目でございます。アンケート用紙に記載のありましたご意見の大部分は、筑穂地区エ  
リアワゴンの運行、4コース設定しているうちの山間部寄りのDコースの運行に関するこ  
とでした。このコースは、素案の内容としては土曜日みの運行を予定しているコースで  
あり、この沿線住民の移動のニーズには、平日は予約乗合タクシーの運行でカバーでき  
ると考えられるところ、予約乗合タクシーが運行しない土曜日における対応策としてコース  
を設定しているものですが、このDコースを、他のA～Cコースと同様に平日にも運行し  
てほしいというものでございました。

この点については、仮にそのようにした場合に見込まれる利用状況、また、運行曜日によ  
っては予約乗合タクシーとの車両の配分の問題などを考慮する必要があります。従って、  
令和4年度においてエリアワゴンを導入した場合のエリアワゴンそのものの利用状況や、  
エリアワゴンと予約乗合タクシーを併用する曜日における予約乗合タクシーの利用状況の  
変化などを検証しながら、令和5年度からの運行の是非を検討することとしたいと考えて  
います。

以上で説明を終わります。

会 長 : 説明が終わりましたが、住民説明会に対する結果報告についてご質問等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。それでは次の「②コミュニティ交通体系全般」について事務局説明をお願い致します。

事 務 局 : コミュニティ交通体系の全体像を、資料2にお示ししております。運行の枠組みとしては、前回の会議でお示した素案の内容から特段の変更はございません。

地区間輸送を行うコミュニティバスについては、本市単独運行の「筑穂・高田線」及び宮若市との共同運行による「宮若・飯塚線」の2路線で担うものとします。

地区内輸送については、予約乗合タクシーによるデマンド型運行に加え、一部地区の予約乗合タクシーの切替方式による路線ワゴン、各地区内を運行するエリアワゴンによる定時定路線型運行という、2種類の運行形態による交通機関を併用するものとします。

それぞれの交通機関の運賃についても資料2の中に記載しておりますが、コミュニティ交通全体の運賃に関係することとして、回数券に関する提案をさせていただきたいと思えます。

現在、コミュニティバス・予約乗合タクシー共通で使用できる回数券があります。現在、100円券13枚綴り、1300円分を1000円で販売しており、令和4年度からもコミュニティ交通全体で共通して使用していただくことを想定しています。

このたびのコミュニティ交通体系再編の中で、現在のまちづくり協議会による「買物ワゴン」を継承する形で「エリアワゴン」を運行するにあたり、買物ワゴンとしては無料でご利用いただいていたところ、エリアワゴンとしては100円の運賃を設定させていただくという素案の内容については、先に説明した住民説明会の結果にもありますように、一定のご理解を得ているものと受け止めております。一方で、エリアワゴンをはじめとするコミュニティ交通の利用における利用者の負担感をできるだけ軽減することができないかと事務局において検討いたしました結果、各交通機関の通常運賃設定自体は素案のとおりとするものの、回数券の販売価格を据え置いて綴り枚数を1枚増やし14枚綴りにすることにより、実質的な運賃の割引率を向上させてはどうか、というものです。これにより、本格運行を開始するエリアワゴンをはじめとしたコミュニティ交通の利用促進につながることを期待するものとして、本日、提案させていただきます。

なお、この回数券の運用を含めた個別の交通機関の運行内容については、次以降の項目の中で具体的に説明させていただくこととします。以上で説明を終わります。

会 長 : 説明が終わりましたが、ご意見ご質問ございませんでしょうか。

逢坂 委員 : 幸袋の逢坂です。住民説明会の時に幸袋地区のエリアワゴンは週2日運行するというお話でした。料金も100円にすると聞いていたのですが、そのところは変わっていますか。

事 務 局 : 運行の日数については資料2の網掛けをしている部分をご覧くださいと思うのですが、エリアワゴンの部分は、平日運行の欄と土曜日運行の欄に分けて記載しておりますので、幸袋地区で言いますと、平日に1日プラス土曜日ということで、あわせて週2日の運行ということで考えております。運賃につきましては、現在は買物ワゴンという運行形態ですが、これを全体としてエリアワゴンに移行させる形になります。現在土曜日に買物ワゴン

として運行しているところを、平日と土曜日を含めたところで全体としてエリアワゴンとして運営していきますので、その運賃を100円と考えているところです。

逢坂 委員 : 資料2については説明会の資料と一緒に間違いはないということですね。わかりました。それとここで確認しておきますが、コースその他については地元と協議するというお話がありました。それも間違いはないですね。

事務局 : 現在買物ワゴンが運行されている地区におけるエリアワゴンのコースは、概ね買物ワゴンのコースを一旦踏襲するという考え方です。ただ、令和4年度から実施していく中で改善すべき面も見えてくると思いますので、そういうところについてはまちづくり協議会の関係者と協議しながら、次年度からの改善に向けて工夫していきたいと考えております。

会長 : よろしいでしょうか。他にございませんでしょうか。②については以上とします。次「③予約乗合タクシー」について事務局説明をお願いします。

事務局 : 資料3の左半分、下段に予約乗合タクシーの運行内容、運営方法を事項別にまとめております。資料3では、素案の段階からの変更点を赤字で記載しております。先ほど説明いたしました回数券に関するものが変更点の一つとなります。

また、運行車両の種類に関することについては、現状のワゴン型車両のみでなく、複数台の車両を運行する地区においてはセダン型車両の使用も可として、運行業務の仕様を作成していきたいと考えています。資料4で、地区別の車両台数を一覧していただけるようになっています。以上で説明を終わります。

会長 : 説明が終わりましたが、ご意見ご質問ございませんでしょうか。なければ「④地区内定時定路線型運行」について説明をお願いします。

事務局 : エリアワゴン、路線ワゴンの運行内容については、資料3の右側にまとめております。

これらの項目のうち「運賃割引制度」については、現行のコミュニティバスや予約乗合タクシーと同様に障がい者割引の内容に関するのですが、前回の会議の段階では「検討中」としていたところです。

この点については、住民説明会の折の会場アンケートでも参加者からご意見を頂き、検討してまいりました。アンケート結果では「障がい者本人、介護者、いずれも100円割引」とする案と「介護者と同乗する場合のみ、1人分だけ100円割引」とする案の2つに多くの賛成をいただきましたが、エリアワゴン等の運行についても、共通回数券の使用を想定しているため100円単位の運用としたいこと、通常運賃100円を100円単位で割引したら実質無料になり受益者負担がなくなることを考慮し、障がい者手帳所持者が一人で乗車される場合は割引の適用はいたしません。介護者と同乗される場合には介護者分を割引く形で負担軽減につなげたいというものです。

各地区のエリアワゴン及び路線ワゴンの具体的な運行内容については、資料5-1として路線図を、資料5-2として運行ダイヤをお示ししておりますので、ご覧ください。

これらのうち、住民説明会等で頂いたご意見・ご要望などを踏まえ、素案の段階から変更を加えている部分について、資料3の備考欄に記載しております。以上で説明を終わります。

会 長 : それでは説明が終わりましたので、ご意見ご質問があればお願いします。

逢坂 委員 : 当初からエリアワゴンの運行内容等については地元と協議が出来ますというご発言、ご説明があったのですが、それは別にして幸袋交流センターを停留所に追加することについては先に事務局で設定して調整をさせていただきますという意味でしょうか。そうならば、なぜ当初からそう言わないのでしょうか。このタイミングで突然出してそのような話をし。全体の調整を地元としますということで理解していたものですから。

事 務 局 : 事前に具体的にお話をしていなかったことに関しましては申し訳ありませんでした。幸袋交流センターにつきましては、現在の買物ワゴンの停留所としてはないのですが、ここは、西鉄バスやコミュニティバス宮若・飯塚線と乗り継げる交通結節点と位置づけたいということもありましたので、ここを今後の地区内輸送と地区間輸送をつなげる場所として停留所に設定する必要があると考えたことから、事務局の判断で追加させていただいたものです。今後の変更につきましては、地元の関係者との協議の上で進めていきたいと思っております。

逢坂 委員 : 資料3に書いているのは全部そういうことでしょうか。

事 務 局 : 幸袋のエリアワゴンについては今説明した通りですが、その他、例えば二瀬地区のエリアワゴンや鎮西地区のエリアワゴンについては、住民説明会の中でいただいたご意見を元にこのような変更を行っているものでございます。また、庄内や筑穂のエリアワゴンについては、素案の段階では含まれていなかった現在の買物ワゴンルート上の新設された停留所の反映が出来ていなかったものを追加したものです。穂波地区の高田方面のエリアワゴンにつきましては、実際の利用者の利便性を踏まえて、運行の時間帯を変えたものでございます。以上です。

会 長 : 一部については住民説明会の意見を反映して提示させていただいているということです。

田中 委員 : 運賃の割引制度についてですが、非常に良い制度だと思っております。ただその中で、障がい者手帳所持者というのがありますけれども、等級的なものは何か考えがありますかでしょうか。と申しますのは、高齢者で手帳は持たないけれども障がい者に等しいぐらいの方もいますので、等級によって区分された方が良いと思っておりますのでお願いします。

事 務 局 : 障がい者割引については、現在のコミュニティバスや予約乗合タクシーでも採用しておりますが、障がい者手帳の等級は問うておりません。手帳があれば何級の障がいであっても一律の割引ということに現状はなっています。令和4年度からについても、その形での運用をまずは想定しております。ご高齢の方で实际体が不自由な方も色々ケースがあるかと思いますので、そのご意見につきましては今後の検討とさせていただければと思います。

会 長 : 手帳所持者についてはこういう割引ですが、手帳を所持されていない、たぶん介護保険制度とかをおっしゃっているのだと思いますが、その部分についてはちょっと今整理できて

いないということですので検討させていただきたいとのことです。他によろしいでしょうか。それでは⑤に進んでいきたいと思えます。コミュニティバスの説明をお願いします。

事務局：路線図及びダイヤを資料6でお示ししています。

ルートについては素案の段階から変更はありませんが、バス停についてはご要望がございましたので、資料3の備考欄に記載のとおり、「吉田」を追加しております。なお、これは現在の筑穂・飯塚線においてもバス停が設置されている箇所になります。

コミュニティ交通全体の運行内容の説明としては以上ですが、運行上の安全性等の観点から警察と協議する中で乗降場所の変更を要するなどの理由により、停留所の位置、運行ダイヤなどの面で若干の変更が生じる可能性がございます。こういった調整については、事務局に一任していただければ、と考えております。

会長：説明が終わりましたが、これについてご質問等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。それでは次に「⑥交通結節点における乗継」について説明をお願いします。

事務局：資料7をご覧ください。このたびのコミュニティ交通体系再編においては、地区内輸送と地区間輸送の連携、すなわち、各地区にある交通結節点、複数の交通機関が乗り入れる乗換ポイントを使った乗継利用による、公共交通機関全体の利用促進を図ることがテーマの一つとなっていました。

そこで、このたび整備する各地区のエリアワゴン及び路線ワゴンのルート上にある交通結節点において、行きと帰りでのどのような乗継利用が可能になるか、現在の西鉄バス及びJRのダイヤをもとに整理しているものです。

資料の見方としては、左・真ん中・右とブロックを分けていますが、真ん中が交通結節点となりますので、真ん中から「乗継方向」の矢印に従って右側への乗り継ぎが、各地区の中から中心市街地方面へ向かうための乗継方法となります。また、左側のブロックから同じく「乗継方向」の矢印に従って真ん中に向かうのが、中心市街地から各地区に帰ってくる乗継方法となります。

地区ごとの説明は省略いたしますが、市民・利用者に対しては、このような乗継情報も含めて周知していきたいと考えています。また、令和4年度以降、実際にエリアワゴン等を運行する中で、より良い結節に向けてダイヤの改善を図っていくこともできるのではないかと考えています。以上で説明を終わります。

会長：説明が終わりましたが、ご質問、ご意見はございませんでしょうか。

逢坂委員：いつもお話ししているのですが、令和4年度以降の公共交通は、あくまで西鉄バスの運行が前提になっています。バス路線の場合、6ヶ月前の届出で路線の廃止が決まるではないですか。そうならないことが保障された上でこのような計画ができあがっているのか、西鉄と打合せをされた上でこのような計画が練られているのか。あるいは西鉄の事業計画としてこのようなことが上げられているのか。そのあたりの西鉄の意向は我々には全然分かりません。西鉄からこのようなご返事をいただいておりますとか、そのところを明確にさせていただかないと、この計画自体があやふやなものになると思えます。住民としては不安です。今こうしているけど、今から6ヶ月以降は廃止しますとか、極端に言いますと。そ

このところを説明して欲しいと思います。西鉄の委員さんが説明されても良いのですが、事務局として西鉄とこのような話をしています、こういうご返事をいただいておりますということをお話しいただければ私たちも安心するのですが。

事務局：我々も現在、西日本鉄道株式会社の関係者と意見交換をする機会を設けるようにしております。その中で、我々が考えている令和4年度からのコミュニティ交通運行計画の内容に関することもお伝えし、このような形でコミュニティ交通と民間公共交通を両立させながら持続可能な体系をつくっていきたくて説明を申し上げてご理解いただいていると思っております。西鉄側も、そのことを受け止めていただいて、現状の事業を出来るだけ実施していけるようにというお気持ちで話をさせていただいております。ですから、このような形で様々な乗り継ぎ利用を活用することで、住民側も出来るだけ公共交通機関を使う形というものを今回の体系再編の中でつくることによって、公共交通機関を維持していけることを目指していきたいと思います。また、近年の交通会議の中では路線の廃止に関する協議が何度か続きましたけれども、今後は、会議の中で意見をいただきましたように、廃止の方針ありきで話を進めるのではなく、廃止にならないために何が出来るかという段階から協議が出来るように、交通事業者と情報共有しながら、今後の交通体系の維持に努めていきたいと思っております。

会長：西鉄の方から何かありますか。

山崎委員：今説明いただいたとおりです。

会長：先ほど説明しましたように、今後バスの協議については、廃止とか減便が決まったところからの協議ではなく、西鉄がここの路線がきつい、ここの路線をどうしようか、路線に問題が出てきたと感じた段階から、協議会も含めて話し合いを行うということで私どもも西鉄の方に要望をさせていただいておりますし、西鉄もその方向で今後も協議を続けていきたいとおっしゃっています。そのようなことを前提とした今回の交通結節点に関する資料ということでございます。その部分をご理解いただきたいと思います。ご質問、ご意見等ございませんでしょうか。それでは⑦に入らせていただきます。「⑦スクールバス一般混乗」について説明をお願いします。

事務局：本市で運行されているスクールバスのうち、八木山の路線と、筑穂地区桑曲の路線については、一般混乗、つまり一般の方もコミュニティバスと同額の運賃で乗車できるようにしているところです。

この部分については、令和4年度においては現行どおりの運用といたします。なお、このたびのコミュニティ交通体系再編後の利用状況を見ながら、令和5年度以降も混乗の取扱いを継続するかどうかについては、検討したいと考えております。

会長：スクールバス混乗についての説明がございましたが、ご意見ご質問はございませんでしょうか。よろしいですか。それでは議案第1号について①から⑦まで通して説明がありましたが、議案第1号につきましては原案の通り承認するというところでよろしいでしょうか。

全委員：(異議なし)

会長：それでは議案第1号については承認されましたのでよろしくお願い致します。

(2) 議案第2号 地域公共交通確保維持改善事業の評価について（予約乗合タクシー事業国庫補助関係）

会 長 : 次に「議案第2号 地域公共交通確保維持改善事業の評価について」を議題といたします。  
事務局説明をお願いします。

事 務 局 : 資料8をお願いします。

予約乗合タクシーの運営において活用しております国庫補助制度、「地域公共交通確保維持改善事業」につきましては、本協議会で事業実績の評価を行いまして、1月末までに運輸局へ報告する必要がありますので、その評価の内容を提案するものです。

資料1ページの表、左から①については、現在の予約乗合タクシーの事業者名、②は運行地区などの事業概要です。

③については、前回の事業評価に対する国の意見が反映されているかどうかを記載する箇所となっております。国のほうからは、毎年、継続した利用促進等に取り組むようにとの意見をいただいております、その取り組みを行っている旨を記載しております。

④⑤が評価の部分になりますが、④は事業実施の適切性ということで、事業は計画通りに実施されておりますのでA評価、⑤は目標とする利用者数の数値を達成できたかどうかで判断いたしますが、対象期間である令和2年10月から令和3年9月の間におきまして、コミュニティ交通全体、また、予約乗合タクシーのみの場合で共に目標の数値を上回り、達成できておりますので、こちらもA評価としております。

⑥の今後の改善点につきましては、これまでの利用カイド等による周知活動のほか、交通体系再編による効果、また、回数券の割引制度見直しなどにより利用促進を図ることなどを記載しております。

2ページからは添付書類になっておりまして、2ページ目が計画の基本方針を確認する内容、3、4ページにつきましては市の公共交通の概要等になりますので詳細は割愛させていただきます。

以上で説明を終わります。

会 長 : 説明が終わりましたが、ご意見ご質問ございませんでしょうか。なければ採決させていただきます。議案第2号につきましては承認するというところでよろしいでしょうか。

全 委 員 : (異議なし)

会 長 : それでは議案第2号については承認されました。

#### 4. 報告事項

(1) 令和4年度 飯塚市コミュニティ交通運行事業者等の選定について

会 長 : 次に報告事項に入ります。「(1) 令和4年度 飯塚市コミュニティ交通運行事業者等の選定について」を事務局より説明をお願いします。

事 務 局 : 資料9をお願いします。

まず（１）契約期間についてです。現在の令和３年度のコミュニティ交通に係る契約につきましては、令和４年度以降の交通体系再編を控えておりましたので、１年間の単年度のみ契約としておりました、契約期間が本年度末をもって終了します。交通体系再編後の令和４年度以降は、従来のように事業者と令和４年度から令和６年度まで３年間の基本協定を締結しました後に、それに基づく各年度の契約締結の手続きを行うこととなります。

次に（２）事業者の選定方法です。表の中の一つ下の欄のエリアワゴン運行業務が、令和４年度から新たな業務として加わりますが、事業者選定方法につきましては、国土交通省のガイドラインに基づきまして、昨年度同様、全てプロポーザル方式で選定いたします。

今後の予定としましては、受託事業者を選定する会議を設置して審査を行いまして、年明けの１月末から２月初め頃を目途に各事業者を決定したいと考えております。

以上で報告を終わります。

会 長 : ただいま説明がありましたが、ご意見ご質問ございませんでしょうか。

逢坂 委員 : 業者選定について、従来はこの協議会で選定委員会をつくって行っていたと思うのですが、国土交通省のガイドラインに基づくということですが、どういうガイドラインになっているのでしょうか。そして業者選定委員会を設けなくて良いと、誰が決めても良いという話になっているのでしょうか。業者選定の方法について教えていただけないでしょうか。

事 務 局 : 国土交通省のガイドラインの抜粋になりますが、事業者選定方法につきましては、運行経費のみを基準とすることなく、運行の安全性や、利用者の利便性の観点から総合的に評価することが重要であるということが書かれています。

また、以前は、補助金制度の活用のために本協議会が運行主体、契約者となっていたのですが、その時は協議会委員で構成された委員会で事業者の選定を行っていた経緯がございます。しかし現在は補助金の制度が改正されまして、運行主体、契約者が飯塚市ということになりましたので、事業者選定も市で組織する審査委員会で行うこととなっています。

逢坂 会員 : 端的な言い方をすると、よくわかっていない人がプロポーザルの審査委員をされているということですね。飯塚市が設置したプロポーザル審査委員会を選定しているということですね。ですから事業者の評価というのは分からない、正直なところ。公共交通がわかっておられない全然関係のない人たちがプロポーザルの中で審査されている。そういうことではなく、例えば協議会委員の中から選ばれた人たちがプロポーザルで事業評価を行って決めるべきではないでしょうか。そのようなことをしてはいけないのでしょうか。

事 務 局 : 今説明させていただいた業者選定の件につきましては、昨年度、令和３年度から市の職員によるプロポーザル方式の業者選定をさせていただいております。理由につきましては担当係長が説明した通りですが、審査にあたりましては、市の関係者ということで、例えば昨年度の場合は、この協議会に出席している委員、各地区の事情を知る職員、高齢者等の支援に関わる業務を行っている職員で構成しておりました、地域でのニーズについてある程度把握している職員で対応させていただいております。また、この選定にあたりまして各事業者から提案していただく内容につきましては、事務局の方で運行に関わる内容について、例えば危機管理ですとか、利用者の利便性向上ですとか、そのようなものを指定し

まして、その内容を審査委員会で審議し、交通に係わる内容を吟味した中での選定となるように努めているところです。審査委員につきましては、昨年度は本会議の会長であります市民協働部長、都市建設部長、地域公共交通対策課長、まちづくり推進課長、高齢介護課長の5名で選定しております。

逢坂 委員 : 事業評価をされた上で選定されているんですね。今聞いた中で審査委員は職員だけで利用者は誰もいらっしゃらない。公共交通を利用されている方を審査委員に加えていただけませんか。使われている方の意見とか事業評価とかは効いてくると思います。考えている方ばかりがプロポーザルの審査委員にならずに、利用者の立場に立った方を委員に入れていただいて、この業者は良いとか悪いとか、車両については乗降口の高いボディを使っているとか、低いボディを使っているとか、公共交通の場合色々な問題があります。ですからその部分を評価できる方を委員に入れた上で事業者の評価をしていただいたら良いと思います。返答はいいので考えていただけたらと思います。

会 長 : 要望ということでよろしいでしょうか。では承りました。他にございませんでしょうか。

田中 委員 : 事業者選定につきましては、当然プロポーザル方式ということでなら異議はございませんけれども、事業者におかれても運転手の方の確保など色々と苦労されているという思いがしますが、運転手さんの年齢など制限は設けているのかどうかをお聞きしたいと思います。

事務局 : 各運行業務における実施要領とか、実際にどういう項目で評価するということは、これから委員会の中で詳細を決定していくことになっておりますので、そこで年齢要件も入れるかどうかについては検討していきたいと思います。

会 長 : 検討するということがございます。よろしいですか。他ございませんでしょうか。なければ本件は報告事項ですのでよろしく申し上げます。

## (2) 第2次飯塚市地域公共交通網形成計画における目標達成のための取組について

会 長 : 次に「(2) 第2次飯塚市地域公共交通網形成計画における目標達成のための取組について」を事務局より説明をお願いします。

事務局 : 現在飯塚市のコミュニティ交通だけではなく公共交通全般に関する行政計画として第2次飯塚市地域公共交通網形成計画を策定しており、この計画期間としては2018年度から2022年度までとなっております。計画の中にはいくつかの目標が定められておまして、その目標を達成するために具体的に取り組む施策を設定しております。その施策のうち進捗をこの地域公共交通協議会で報告することと計画で定められているものについて、毎年報告させていただいております。令和3年度における取り組み内容をまとめたものが資料10となっております。表の左側から本計画における目標、その目標に対応した施策の内容、その内容に対する取組となっております。

今回の報告のうち、「施策 No. 15 嘉飯圏域の高校生の通学を支援するバス路線維持の検討」については、計画の中間年において高校生の利用状況を調査することとなっておりますので、今年度、高校生を対象とした調査を実施しております。資料11が調査結果をまとめたものとなっております。

高校生アンケートにつきましては、現在の第2次飯塚市地域公共交通網形成計画策定にあたり、平成29年に実施しておりました。今回は計画策定から3年が経過し、経年の動向調査のために改めて実施したものになります。今回は中間調査として実施しましたので、計画最終年にあたります来年度にも同様のアンケートを行いまして、その結果と併せて、今後の公共交通を検討する材料として活用するよう考えております。

アンケート結果について、総括の部分から考えられる中の一つとしましては、通学の交通手段として、自転車に次いで保護者による送迎の割合が高くなっているという結果もありますので、子供達だけではなく、保護者の負担軽減という観点からも公共交通機関の維持や利便性向上が必要と考えられます。

項目毎の詳細につきましては、後程お目通しいただければと思います。

以上で説明を終わります。

会 長 : 説明が終わりましたが、ご意見ご質問ございませんでしょうか。

青山 委員 : 八木山バイパスの工事の項目がありますけれども、今年の10月9日に市の企画されたトンネル工事現場の見学会に参加させていただきました。今、バイパスは二車線ということで交通事故が発生したら大変です。筑穂インターから下ろされる、舍利蔵のインターから下ろされるということで非常に混雑しています。現在の状況をみますと、雨が降ったりすると、穂波西中学校の前、それからクラブハウスとエディオンの交差点の混み具合を確認していただいたら分かると思います。バイパスが完成するまでにはぜひ飯塚方面にも舍利蔵から行ける、また飯塚方面から舍利蔵にも下りられる、博多方面からは舍利蔵で飯塚に下りられますが、そして福岡方面に向かうのは乗れますが、飯塚に向かうのは舍利蔵からは乗れない。そのような状態です。お願いしたいのは、できあがるまでに上りと下りができるような一つずつ窓口を舍利蔵につくっていただきたい。それともう一つは、飯塚市の菰田の青果市場跡地にゆめタウンがくるということです。新聞に出ておりましたが、それをつくっても人口が増えないことにはあまり役には立たない。今私が住んでいる高田校区は非常に人口が減少しております。若い者がいない。そして高齢者はみんな免許返納し、中には亡くなっている方もいらっしゃいます。バイパスが出来上がるのは令和11年度ですから今から8年ほど先になります。高齢者の私はいないと思います。今私たちの6自治会はほとんど農業振興地域の制限にかかっています。篠栗線は非常に利用者が多い。バイパスが4車線になる。そのようなものができても人が集まってこない。ということは何らかの活性化を図らないといけない。ぜひ高田の方も新しい住宅ができるような方法を一つお願いしたいと思います。

会 長 : ありがとうございます。飯塚市としては移住・定住の促進というのは市全域で促進していきたいという思いの中で色々取り組んでおります。今日、都市建設部長は欠席しておりますが、八木山バイパスの件についてはそのような意見があったことを伝えさせていただきます。他にございませんでしょうか。

竹下 委員 : 資料10の施策の6番目です。少し趣旨から外れるのですが、イオン送迎用シャトルバスが停車する場所は地域との打合せなしに場所を決めているようです。商店街で非常に邪魔になって困るので警察に相談したのですが、直接イオンに言って欲しいと言われました。

ぜひこのことを、この会議とは関係ないですが、シャトルバスが停まる場所、バス停の表示はないのですが停まる場所を地域と協議した上で決定するようにアドバイスして欲しいと思います。

会 長 : 以前もご意見をいただいておりますので、事務局の方からご報告させていただきます。

事 務 局 : この件につきましては以前にもご意見をいただいておりますので、私もイオン穂波店の関係者とお話をさせていただきました。実際にそのような乗降場所について地元のご意見があるということをお伝えしております。ですから必要に応じて協議はするというございまいましたので、行政のバスということではございませませんが、今後イオン穂波店の関係者ともコミュニティ交通のお話をする機会を持つことになると思いますので、またその折に改めてお話をしてみたいと思っております。

会 長 : この件については、終わってもう一度話をしてください。誰を窓口として話をするのかということもありますので、よろしいでしょうか。他にございませんでしょうか。

田中 委員 : この目標達成に関係するのは、令和3年度の取り組み内容ということではできていますが、令和4年度の取り組み内容も報告されるのでしょうか。

事 務 局 : 現在の第2次飯塚市地域公共交通網形成計画の計画期間が令和4年度まででございまいますので、令和4年度も計画の最終年度として取り組み状況をご報告させていただくことになるかと考えております。

田中 委員 : この目標達成の中の2番、移住・定住の促進ということが掲げられていますが、移住・定住を促進していく上で交通網の整備というのは必要不可欠だと思います。先ほど青山委員も言われましたが、筑穂インターというのは道も狭く大型車両同士のすれ違いができないという状況になります。今、県道90号から筑前大分駅の横を通りまして県道60号に交差をするわけですが、これは国道200号を通じて桂川の方に突き当たっておりますし、何とかこの計画の中で八木山バイパスのフルインター化をぜひこの計画の中にお願ひしたいと思ひます。これは回答必要ないのでは。

逢坂 委員 : その他の項目のような話ですが、先日、将来的にイオンやゆめタウンを巡回するバスを運行するという話がニュースに載ってました。先ほど竹下委員もおっしゃいましたがイオンが自主運行を勝手に決めるのかという状況は、今後、地域公共交通に大きな関係がおそらく出てくると思ひます。そのようなものは地域公共交通会議の中にも含まれるものなのか、それとも商工行政の中でされているのだから関係ないですよという話なのか、先ほどのイオンの件も含めて考えるとちょっとよく分からないのですが、どうでしょうか。

会 長 : 巡回バスについては、イズミのほうで巡回バスを出すということだけではなく、市としても街中を巡回するようなことを考えていこうかなという考えを持っている、担当部署の方では考えておりますので、当然そうなるとその問題は公共交通協議会の中で議論していただくということになると思ひます。事業者だけの構想ではないというところでございまいます。ただイオンについては事業者さんが自主運行されているので、そこについてはこの公共交通協議会としては関係ございませませんが、市の方が運行に関与していく方向になると公共交通協議会の中でも話し合いをさせていただく、今のところはそれぐらいしか

分かりませんのでご了承ください。他ございませんでしょうか。なければ本件は報告事項でございますので、ご了承をお願いします。

## 5. その他

会 長 : その他でございますが、委員の皆様から他に何かございますか。

事 務 局 : 事務局から今後のスケジュールについて説明させていただきます。今回の会議を受けまして、運行計画の内容を決めることが出来ましたので、年明けには先ほど事業係長が申しました業者選定手続きにあわせて、新しく本格運行するエリアワゴンについては現在停留所が設置されていないのですが、これを法令に基づき停留所が分かる形で明示する必要がありますので、年度内に停留所の設置作業を行っていきます。また、この決定した運行計画について住民の皆様へ周知する機会を持ちたいと思いますので、2月、3月頃を目途に市内各地において住民説明会を開催したいと考えております。この日程については決まり次第、前回は隣組回覧等の方法で周知させていただきましたが、その時できる限りの方法でお知らせしたいと思っております。併せて年度内に、3月の中頃までにとおもいますが来年度のコミュニティ交通の利用ガイドを作成し、全戸に配布するという形で市民の皆様へコミュニティ交通の運行内容についてお知らせをしていくという予定にしております。

会 長 : 今後のスケジュールについての説明でございましたが、それ以外に何かございますか。

河野 委員 : 福岡県庁の交通政策課の河野です。飯塚市の職員の皆様大変お疲れ様でした。資料がかなり膨大で大変だっただろうなと思います。一点だけお願いしたいことがありまして、会議の開催場所が前は立岩、今回は徳波交流センターですが、最寄りのバス停、最寄りの駅の時間をよければ開催案内に書いていただきたいと思います。と言いますのは、いつも我々は公共交通を利用して参加させていただいておりますが、毎回最寄りのバス停を探して利用しています。今日、委員の皆様がたくさんいらっしゃいますので、皆さんがバスに乗るとそれだけバスが潤いますし、活性化されるかなと思います。今日廃止の話もちょっとありましたが、おそらくバスの廃止に対抗できるのは乗ることしかないと思います。せっかくこのような多くの方が集まる会議が開催されるのであれば、最寄りのバス停、できれば開催時間をバスにあわせて設定していただくと少しでも利用が増えるのではないかと思いますので、資料作成が大変お忙しいと思いますが、できれば次回、開催通知文書の中に入れていただくと良いと思います。

会 長 : ありがとうございます。

## 6. 閉 会

会 長 : 議事録署名人を指名させていただきます。協議会規約第11条第3項に基づき、議事録署名人につきまして今回は、竹下委員、安田委員をお願いしたいと思います。議事録作成後、事務局の方から伺いますのでよろしく願いいたします。

それでは以上を持ちまして本日の会議を閉会いたします。ありがとうございます。お疲れさまでした。